滝沢市学校体育におけるプール授業の在り方に関する方針

令和7年1月 滝沢市教育委員会

第1章 方針策定の背景等

- 1 方針策定の背景・目的
- 2 方針の位置付け
- 3 方針の期間

第2章 本市における学校プールの現状

- 1 プール授業の実施状況
- 2 学校プールの設置状況
- 3 学校プールの維持管理経費・大規模改修経費の状況

第3章「市学校体育におけるプール授業の在り方検討委員会」における協議

- 1 第 1 回検討委員会(令和 6 年 9 月 24 日)
- 2 各校からの意見集約内容
- 3 第2回検討委員会(令和6年11月18日)

第4章 市学校体育におけるプール授業の在り方についての方針

- 1 滝沢市小中学校水泳授業プログラム
- 2 小学校
- 3 中学校

【資料】

「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について」(6文科初第885号 令和6年7月10日)

第1章 方針策定の背景等

1 方針策定の背景・目的

昨今、学校体育におけるプール授業においては、全国各地で様々な課題が報道されている。全国的にも、課題解決のために民間施設の活用や公共プールの集約的活用、水泳実技授業の取りやめなど、水泳実技授業の在り方については、対応に苦慮しているところである。

課題として、まず挙げられるのは夏期の気温上昇に伴う「熱中症への対応からプール授業の中止」という状況である。現在では、プール授業を実施するためにも熱中症計を確認してからの授業実施が一般的となり、プールサイドでの熱中症対策はもちろん、気温上昇に伴い水温も上昇しているため、水中での熱中症対策も検討しなくてはならない。また以前は、夏季休業中には小学校プールを施設開放し、地域の子ども会等が活用していたが、現在は熱中症への対応から多くの小学校でプール開放を実施していない。

次に、今般のジェンダー等に係る対応も急務である。児童生徒の水着の購入 や、着替え場所の配慮、授業内容については児童生徒への連絡のみならず、保 護者と内容共有など、プール授業を実施するにあたり多方面への配慮が求めら れる。

また、新型コロナウイルス感染症の流行以降、「児童生徒への健康面への配慮」の考え方から、児童生徒からの体調不良の申し出をより一層尊重することが求められている。プール授業についても決して無理はさせず、児童生徒や保護者の申し出により、授業見学の対応も増えている。結果として、プール授業の欠席者も増加し、市内大規模校のプール日誌によれば、令和5年度中のプール授業の欠席者の割合は、36%にも上っている。

さらに、学校プールの施設管理には、水量調整、水質調整等、校内での確実な管理はもとより、外部機関・業者への依頼も必要となる。文部科学省通知「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について」(6文科初第885号 令和6年7月10日)においても、「学校プールの管理業務が担当する教師等にとって過度な負担につながっている事態も見受けられます。」と示され、学校プールの管理業務に関して、学校教職員の業務から切り離し、指定管理者制度の活用や民間業者への委託が望ましいと示されている。

加えて、本市の小中学校の学校プールの老朽化が進んでおり、施設改修では 対応が困難であるため、改築を検討せざるを得ないプールが複数存在している ところである。 このような状況の中で、市教育委員会では、小学校中学校校舎等改修事業計画に基づき、令和5年度から市内小中学校のプール施設及び活用状況の調査を 実施し、近隣市町の状況調査を行ってきた。

また、本市の小中学校児童生徒が9年間の教育課程についても検討を重ね、 児童生徒が、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現 するための基本的な水泳技能を獲得し、水難事故防止のための正しい知識や技 能を身に付け、万一の事態においては、自他の命を守ることのできる児童生徒 の育成のために、本市の状況を鑑み、学校体育におけるプール授業の在り方に ついて、滝沢市としての方針を示すものである。

2 方針の位置付け

本方針については、小学校中学校校舎等改修事業計画に基づき、学校プール の施設整備の方向性とともに、水泳授業に関する小中9年間の教育課程を示す ものである。

また、本方針に示す教育課程については、市校長会と協議し、市内各校における学校体育プール授業については、本方針を踏まえて実施するものとする。

3 方針の期間

本方針は、令和7年度から実施し、各校のプール授業の実施状況を踏まえて 改訂を加えていくものとする。

第2章 本市における学校プールの現状

1 プール授業の実施状況

(1) 学校プールの活用状況

市内各校の学校プールの活用状況を下記に示す。

下記によると、学校規模にもよるが、プールの活用状況については学校 により差が生じている状況である。

【令和5年度学校プール活用状況】

No.	学校名	総時間数 (時間) _{※1}	不能時間 (時間) ※ 2	最大稼働時間 (時間) ** 3	実 稼 働 時 間 (時 間) ※ 4	時間当たり 稼働率 _{※ 5}
1	篠 木 小	153	15	138	37	27%
2	滝 沢 小	150	18	132	80	61%
3	滝 沢 第 二 小	204	33	171	58	34%
4	鵜 飼 小	132	9	123	79	64%
5	一 本 木 小	140	16	124	34	27%
6	姥 屋 敷 小 中	204	48	156	22	14%
7	柳沢小中	180	27	153	17	11%
8	滝 沢 東 小	177	15	162	34	21%
9	滝 沢 中 央 小	144	24	120	70	58%
10	滝 沢 南 中	159	6	153	81	53%
11	滝 沢 第 二 中	144	6	138	78	57%
12	一本木中	150	9	141	33	23%
13	滝 沢 中	184	12	172	100	58%

市教育委員会教育総務課調べ

- ※1:総時間数:学校のプール利用期間。いわゆる「プール開き」から「プ ール納め」までの期間
- ※2:不能時間:総時間数のうち、高気温や荒天により、プールを使用する ことができなかった時間
- ※3:最大稼働時間;学校のプール総時間数のうち、不能時間を除いた、教育課程内の時間
- ※4:実稼働時間;最大稼働時間のうち、実際にプール授業で活用した時間 (プール日誌より算出)
- ※5:時間当たり稼働率;最大稼働時間に対する実稼働時間の割合

(2) プール授業の参加状況

前頁の「学校プールの活用状況」と併せ、各学校においては、「児童生徒への健康面への配慮」から、「プール授業の欠席者」も相当数に上る。

欠席の申し出については、新型コロナウイルス感染症の流行以降、本人・保護者の申し出をより一層尊重することが求められ、学校におけるプール授業において、実技の実施を強要することはない。その結果、体調不良、アレルギー対応、ジェンダー等に係るもの等、プール授業欠席の理由も多様化している。

市内大規模校のプール日誌から算出した欠席者の割合は、次のとおりである。

【令和5年度市内A中学校のプール授業参加者の割合】

プール授業実施学級の生徒の総数	プール授業実施学級の欠席者の数	欠席者の割合
4,392 人	1,602 人	36%

本市においては、小学校7校、中学校4校、小中併設校2校、計13校が設置されている。市内13校とも学校プールが設置されており、建設年度、築年数、現状については以下のとおりである。

市内各校のプールについては、13校中11校で築30年を経過しており、 修繕を繰り返しながら対応しているものの、修繕では対応できず、改築を検討 せざるを得ないプールが複数存在している。

No.	学校名	建設年度	築年数	劣化状況
1	篠木小	平成元年	34 年	・水槽内シートとパネルの間に水侵入 ・プールサイド床は塗床の剥がれ、浮き ・北側フェンス倒壊のおそれあり ・ろ過装置五方弁の腐食
2	滝 沢 小	昭和 58 年	40 年	・プール水槽、サイド床は改修済み ・フェンスの老朽と支柱周囲のひび割れ、爆裂 ・ろ過装置等支障なし
3	滝沢第二小	昭和 55 年	43 年	・プールサイド床は浮き沈みがあり ・フェンス基礎の支柱周辺及び基礎天端ひび割れ劣化 ・ろ過装置配管全面に腐食
4	鵜飼小	昭和 59 年	39 年	・水槽内床の部分補修痕あり ・プールサイド床は十数年前に部分改修 ・目隠しフェンス塗装剥がれ ・ろ過装置ポンプが経年劣化により異音
5	一本木小	昭和 50 年	48 年	・水槽内の塗膜の浮き、剥がれ ・プールサイド床のコンクリート平板ブロックの沈下 ・ろ過装置ポンプが経年劣化により異音
6	姥 屋 敷 小 中	平成2年	33 年	・水槽床の表層ひび割れ ・プールサイド床は樹脂塗床の剥がれ、浮き ・ろ過装置五方弁の腐食
7	柳沢小中	昭和 62 年	36 年	・プール水槽部分は表層のひび割れ、塗装の剥がれ ・プールサイド床コンクリートのひび割れ ・ろ過装置集毛器内部の腐食
8	滝沢東小	平成8年	27 年	・水槽内はシート防水の浮き・プールサイド床は塗床の剥がれ、浮き・ろ過装置等支障無し
9	滝沢中央小	平成 30 年	5 年	
10	滝沢南中	昭和 47 年	51 年	・水槽内の塗膜の剥がれ ・プールサイド床はコンクリート平板プロックの沈下 ・法面崩壊によりフェンス基礎の崩れ ・ろ過装置ポンプの劣化
11	滝沢第二中	昭和 46 年	52 年	・水槽内は塗膜の剥がれ、亀裂 ・プールサイド床はコンクリート平板ブロックの沈下 ・ろ過装置集毛器内部が著しく腐食
12	一本木中	平成4年	31 年	・水槽部分は表層のひび割れが多い ・プールサイド床は樹脂塗床の剥がれ、浮き ・ろ過装置集毛器内部が著しく腐食
13	滝沢中	昭和 62 年	36 年	・プールサイド床は経年劣化による破損 ・ろ過装置集毛器内部の腐食

※年数については、令和6年3月時点

3 学校プールの維持管理経費・大規模改修経費の状況

学校プールの維持管理については、年間補修費と併せ、一定額の維持経費を確保する必要がある。また、大規模改修に向けては、長期計画に基づき、改修等に必要となる財源を確保していかなくてはならない。

学校施設の改修・改築については、特別教室へのエアコン設置をはじめ、昨 今、全国では体育館へのエアコン設置についても話題になるなど、施設の状況 や社会情勢等を鑑み、優先順位をつけながら適切に対応していくことが求めら れている。

No.	学校名	年間維持費 (円)	年間補修費 (円)	長期計画改修費(円) ※1	長期計画改修維持費(円) ※ 2
1	篠木	770,538	200,000	35,677,000	49,264,532
2	滝 沢	1,019,829	200,000	26,520,000	43,597,606
3	滝 二	840,354	200,000	69,706,000	84,270,956
4	鵜飼	817,106	200,000	40,711,000	54,950,484
5	一本木	803,795	200,000	200,793,000	214,846,130
6	姥 屋 敷	451,898	200,000	38,000,000	47,126,572
7	柳沢	552,784	200,000	21,713,000	32,251,976
8	滝 沢 東	855,000	200,000	40,972,000	55,742,000
9	滝沢中央	1,124,009	200,000	30,000,000	48,536,126
小 学	校合計	7,235,313	1,800,000	504,092,000	630,586,382
10	滝 沢 南	850,872	200,000	211,401,000	226,113,208
11	滝 二	706,856	200,000	206,049,000	218,744,984
12	一本木	679,315	200,000	37,231,000	49,541,410
13	滝 沢	751,961	200,000	36,761,000	50,088,454
中学	:校合計	2,989,004	800,000	491,442,000	544,488,056
小中	学校合計	10,224,317	2,600,000	995,534,000	1,175,074,438

※1:長期計画改修費;小学校中学校校舎等改修事業計画に基づき、令和19 年度までの長期計画によるもの

※2:長期計画維持経費;上記のうち、年間維持費、年間補修費、長期計画 改修費を合わせたもの

第 3 章 「市学校体育におけるプール授業の在り方」に関する検討の経緯

1 第1回検討委員会(令和6年9月24日)

- 検討委員 13 名に対し、「滝沢市学校体育におけるプール授業の在り方に関する方針 (案)」について説明
- 質疑及び意見(抜粋)
 - ・ 小学校水泳授業における外部人材の位置づけについて
 - 近隣施設活用の可能性について
 - 学校プールを使用できる学校と使用できない学校との教育課程の差について

2 各校からの意見集約内容

令和6年度第7回滝沢市小・中学校校長会議(令和6年10月11日)にて、「滝沢市学校体育におけるプール授業の在り方に関する方針(案)」の説明と、第1回検討委員会の内容説明を行い学校意見の集約を依頼した。

学校意見の内容として、「施設使用可能な学校については続けることが妥当」との意見もあるが、「市内共通の教育課程として、中学校でのプール実技授業の取りやめは止むなし」との意見が出された。また、小学校における実技指導の充実については、「インストラクターの派遣も含めて、実技授業の支援については、学校独自で行うのではなく、市教育委員会としての支援が適当」との意見も多数出された。

3 第2回検討委員会(令和6年11月18日)

- 検討委員 13 名に対し、「滝沢市学校体育におけるプール授業の在り方に関する方針(案)」に対する学校意見の集約結果を説明後、方針について協議され、方針について了承を得たところである。
- 意見内容(抜粋)
 - 全国的に見ると、プール授業を中止している自治体もあり、現在の市の 状況を考えると、中学校での水泳実技授業の中止はやむを得ない。
 - 中学校での水泳実技授業が中止となった場合でも、安全指導のため、着 衣水泳の実施は検討すべき。
 - 小学校での外部講師を招聘しての実技指導の充実はありがたい。
 - ・ 大規模中学校において校外施設を利用しての水泳実技指導は、移動の面 から現実的ではない。
 - 保護者への説明は、学校単位ではなく、市内統一した説明が必要。また、 より丁寧な説明が必要である。
 - 中学校では保健分野での安全指導の充実が求められる。
 - ・ 水泳実技授業を実施する場合には、水温が高い場合の中止の判断基準等 を示してほしい。
 - ・ プールの安全・衛生管理を担当している養護教諭の立場からすると、プール施設の管理はかなりの労力を要する。

第 4 章 市学校体育におけるプール授業の在り方についての方針

1 滝沢市小中学校水泳授業プログラム

本市においては、中学校区毎に小中学校が連携し、9年間を見据えた実践的 取組を推進する「滝沢市小・中ジョイントアップ・スクール事業」を展開して いる。これは、小中9年間の教育課程の系統性を見据え、児童生徒の生きる力 を育成することを目標としているものである。

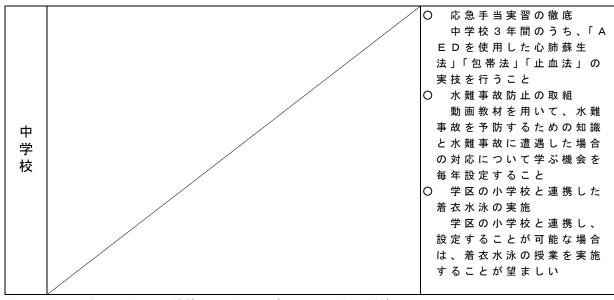
学校体育における水泳授業においても、小中9年間を一つの教育課程と見ながら、それぞれの発達段階に応じた指導を行うことで、学校体育の時間を効果的に活用した水泳授業の実施するために「滝沢市小中学校水泳授業プログラム」を以下に示す。このプログラムに基づき、市内各校共通で、生きる力を育む小中9年間の水泳授業を展開するものである。

【滝沢市小中学校水泳授業プログラム】

小学校段階においては、水泳実技授業の充実を目指し、系統性を意識した 実技指導を実施し、外部実技指導者と連携し、「小学校6学年で、25m泳ぐこ とができる」ことを目指す。中学校での実技指導は実施しない。

また、安全指導については、小学校段階での応急処置の基礎に加え、小学校での着衣水泳を徹底する。また、中学校での心肺蘇生法や止血法等の応急手当の実技指導の徹底、水難事故防止の授業の推進等、中学校における安全指導の充実を図る。

段階		水泳実技	安全指導		
階		具体の内容	外部人材との連携		具体の内容
小 学 校 1	水炭	・水かけっこ ・水につかって電車ごっこ、リレー遊び、鬼ごっこ ・水中じゃんけん、にらめっこ・くらげ浮き、伏し浮き、大の字・浮き ・バブリング、ボビング	インストラクター	Δ	〇水難事故防止の取組
`	びの楽-		地域ボランティア	0	・動画教材による指導 〇着衣水泳の実施
2 年	さ		ラーニングサポーター	0	・水中ウォーキング
小 学	水泳	*** ・け伸び ・初歩的な泳ぎ ・プールの底タッチ ・背浮き、だるま浮き、変身浮き ・簡単な浮き沈み	インストラクター	0	〇応急手当の実際 ・動画教材を用いた指導
小学校3、4年	連動の楽しさ		地域ボランティア	0	〇 水難 事 故 防 止 の 取 組 ・動 画 教 材 に よ る 指 導
			ラーニングサポーター	0	〇着衣水泳の実施 ・着衣による浮き身
小学校5、6年	基本	基 ・ 25m 程度のクロール習得	インストラクター	0	〇応急手当の実際 ・包帯法、止血法の実技実施
	基本 ・ 25m 程度のクロール習得 ・ 25m 程度の平泳ぎ習得 ・ 20 秒程度を目安にした浮き沈み		地域ボランティア	Δ	〇水難事故防止の取組 ・動画教材による指導
		ラーニングサポーター	0	〇着衣水泳の実施 ・着衣による浮き身から泳ぎ	



※1:インストラクター;地域のスイミングスクールより派遣

※2:地域ボランティア;学校教育振興協議会を通じて、地域の方や保護者による「水泳授業の見守りボランティア」。見守り活動を原則とする

※3:ラーニングサポーター;盛岡大学・岩手県立大学の学生による学習支援ボランティア。地域 ボランティア同様、見守り活動が原則となる

2 小学校

滝沢市における今後の学校体育におけるプール授業の在り方

小学校では、全ての学校でプール授業を実施し、基本的な泳法(クロール・平泳ぎ: 5~6年)を身に付けさせる。

小学校では、5~6年段階において、基本的な泳法(クロール・平泳ぎ)を 身に付けることを目標とし、系統的に水泳の実技指導を実施する。

そのために、学校教職員による指導だけでなく、外部実技指導者を活用した 水泳実技指導を実施する。

なお、外部実技指導者(指導者免許保有者)による授業の際には、指導内容・ 指導目標を共有したうえで、学校教職員が児童の個別指導に回るなど、連携し た指導を行うこととする。

また、安全指導についても系統的に実施し、「水難事故防止の取組」として動画教材を活用した指導を実施するとともに、段階に応じた「着衣水泳」を実施する。併せて、高学年においては、応急手当の実際を行うことで、児童の安全への意識向上をねらいとするものである。

3 中学校

中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 保健体育編(平成 29 年 7 月)には、「3 内容の取扱い」に次のように記されている。

3 内容の取扱い

- (2) 内容の「A体つくり運動」から「H体育理論」までに示す事項については、次のとおり取り扱うものとする。
 - エ 「D水泳」の(1)の運動については、第1学年及び第2学年においては、アからエまでの中からア又はイのいずれかを含む二を選択して限修できるようにすること。第3学年においては、アからオまでの中から選択して履修できるようにすること。なお、学校や地域の実態にて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること。また、泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを取り扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。

【中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 保健体育編(平成 29 年 7 月)】

また、同「3内容の取扱い」には、領域の選択にあたっては、「学校や地域の 実態及び生徒の特性等を考慮する」ことも示されている。

3 内容の取扱い

(3) 内容の「A体つくり運動」から「Gダンス」までの領域及び運動の選択並びにその指導にあたっては、学校や地域の実態及び生徒の特性等を 考慮するものする。

【中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 保健体育編(平成 29 年 7 月)】

このことから、滝沢市中学校においては、学校体育での水泳の実技授業を実施せず、学校や地域の実態や生徒の特性を考慮し、学校ごとに「陸上競技」を強化したり「武道」の時数を多く確保したりして、重点領域を設定しながら特色を持たせた教育課程を編成することとする。

また、水難事故防止のための正しい知識や技能を身に付け、万一の事態においては、自他の命を守ることのできる生徒の育成のために、中学校段階での保健授業を充実させる。

滝沢市における今後の学校体育におけるプール授業の在り方

- 中学校では、学校体育における水泳の実技指導を行わない。
 - (1) 各学校の生徒の実態に応じた体育授業の実施
 - (2) 保健授業と関連させた、水泳の事故防止に関する心得と応急処置に関する授業の徹底

○ 応急手当の実際

胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧 迫法について、滝沢消防署・滝沢市体育協会等と連携し、講師を招聘したう えで、実習を通して応急手当ができるようにする。

ついては、学校規模に関わらず、中学校3年間のうち、生徒一人一人が必ず「AEDを使用した心肺蘇生法」「包帯法」「止血法」の実技を行うこととする。

なお、実施形態については、学年学級での実施以外にも、PTAや学校教育振興協議会と連携した取組も可能とする。

○ 水難事故防止の取組

水難事故防止については、政府広報オンラインや各種団体がアップロード している動画教材を用いて、水難事故を予防するための知識と水難事故に遭 遇した場合の対応について学ぶ機会を、毎年設定することとする。

6 文科初第 885 号 令和6年7月10日

> 礟 各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長

烟 뮱 文部科学省初等中等教育局長 窟 米

スポーツ庁次長

茂

鑗

学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について

日頃から、地方教育行政の発展に御尽力と御協力を賜り、誠にありがとうございま

例が発生するなど、学校プールの管理業務が担当する教師等にとって過度な負担につ 昨今学校プールの管理を担当することとされた教師等が給水の停止等をしなかった ことで継続的に給水が行われ、結果として校長や当該数師等が水道料金を賠償する事 ながっている事態も見受けられます。

定の教師等に学校プールの管理が任せられ、教師等が損害賠償の責めを負う恐れもあ 学校設置者による必要な支援やチェック体制の構築等が十分に行われないまま、 る中で勤務する状況は望ましくありません。 こうした学校プールの管理業務に関する数師等の負担を軽減するための取組とし 管理員の配置や自動で給水を止めるためのシステムの導入、複層的なチェック体制の て、指定管理者制度を括用したり、民間業者へ委託したりすること等を通じて教師等 の負担を軽減することが考えられます。各学校設置者におかれては、こうした取組に 構築、マニュアルの作成等を通じ、学校プールの管理を特定の数師等に任せきりにせ ついて御検討いただくとともに、引き続き学校で学校プールの管理を行う場合でも、 ず組織として適切に行うための環境整備を徹底いただくようお願いします。

また、学校プールではなく、地域の公営・民営プールを括用して、水泳指導を行うこ とも考えられます。

き」(令和2年3月、スポーツ庁)及び「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事 例集」(令和2年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部)において、<u>指定管</u> 理者制度、PFI、民間委託を活用した学校プールの管理・運営や公営・民営プールの活 以上の点に関して、文部科学省においては、「学校体育施設の有効活用に関する手引 用等に関する事例を紹介しております。また、学校施設環境改善交付金を活用し、学校 プールを新改築する際に、自動で給水を止めるためのシステム等を含めて整備するこ

とも可能となっておりますので御参考にしてください。

後、損害賠償請求を一律に行うのではなく、本件に係る損害賠償責任が特定の数師等 これらの取組も含め、学校プールの維持管理に関する教師等の負担軽減を図り、 に生じることのないよう、積極的な取組を御検討いただくようお願いします。

(※)の考え方に照らせば、学校ブールの管理については、原則「学校の業務だが、必 なお、文部科学省が従前より示している「学校・教師が担う業務にかかる3分類」 ずしも数師が担う必要のない業務」であると考えられることを申し添えます。 各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び城内の指定都市を除く市町村教 育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、このこ とを十分に周知いただくようお願いします。

方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成 31年1月 25 日中央教育審議会)に おいて提言された、学校における働き方改革の推進のために、学校・教師が担う業務を「基本 ※「新しい時代の教育に向けた、持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き 的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも数師が担う必要のない業務」 「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理したもの。 ○「新しい時代の教育に向けた特徳可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方 改革に関する総合的な方策について(答中)」(平成 31年1月 25 日中央教育審議会)

〇「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(令和2年3月 スポーツ庁) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985.htm

〇「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集」(令和2年3月 文部科学省大臣官房文教 施設企画,B级部)https://www.mext.go.jp/content/20221212-mxt_sisetuki-000026367_1.pdf https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatctop02/list/detail/1385575_00002.htm

(電話) 03-5253-4111 (内線4678) 初等中等教育企画課 地方教育行政係 (担当) 文部科学省 初等中等教育局